

浜松市ひとり親家庭等自立支援手当支給要綱

(目的等)

- 第1条** この手当は、ひとり親家庭等となつて間もない世帯の激変する生活状況にかんがみ、ひとり親家庭等自立支援手当(以下「手当」という。)を支給することにより経済的負担を緩和し、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 手当の支給を受けたひとり親は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。

(定義)

- 第2条** この要綱において「児童」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)別表第一に定める程度の障害の状態にある者をいう

(支給要件)

- 第3条** 市長は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第4条に規定する児童扶養手当の支給を現に受けている者であつて、その監護し、又は養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)同条に規定する要件に該当する児童(以下「支給要件児童」という。)が2人以上ある者に対し、予算の範囲内において、手当を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が浜松市内に住所を有しないときは、当該児童については、支給しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、浜松市内に住所を有しないときは、支給しない。
- ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、支給することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、手当は、同項から前項までに規定する支給要件に該当する者が、当該該当するに至った日の属する月の翌月の初日から起算して3年を経過したときは、支給しない。

(手当額)

- 第4条** 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、支給要件児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。
- (1) 法第5条第2項の規定による第一加算額対象監護等児童 10,000円から現に第一

- 加算額対象監護等児童に支給されている額を差し引いた額
- (2) 法第5条第2項の規定による第二加算額対象監護等児童 10,000円から現に第二加算額対象監護等児童に支給されている額を差し引いた額

(認定)

- 第5条** 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、市長に申請し認定を受けなければならない。
- 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその支給要件に該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。
- 3 受給資格及び手当の額の認定の申請は、別に定める申請書を市長に提出することによって行わなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、認定の可否を決定し、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

(支給期間及び支払期月)

- 第6条** 手当の支給は、支給資格者が前条第3項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。
- 3 手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前月までの分を児童扶養手当と同様の支払方法により支払う。ただし、受給者が児童扶養手当と異なる支払方法による旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定により、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うことができる。

(手当の額の改定)

- 第7条** 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)につき、新たに監護し又は養育する支給要件児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、認定の可否を決定し、その旨を文書により当該受給者に通知するものとする。

第 8 条 受給者につき、その監護し、又は養育する支給要件児童の数が減じた場合における手当の額の改正は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

2 受給者は、前項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により手当の額を改定するときは、その旨を文書により当該受給者に通知するものとする。

(支給の制限等)

第 9 条 手当は、法第 9 条から第 11 条、第 13 条の 2 の規定により児童扶養手当の支給が制限される期間については支給しない。

2 法第 5 条第 2 項の規定により、第一加算額対象監護等児童については 5,000 円、第二加算額対象監護等児童については 3,000 円でない場合には、手当の全部又は一部を支給しない。

3 受給者は、法第 12 条第 2 項の規定により児童扶養手当を返還する場合にあっては、同項の規定の例により手当を返還しなければならない。

第 10 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 受給資格者が、支給要件児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項、第 2 項又は前条の規定により手当の支給を制限するときは、その旨を文書により当該受給者に通知するものとする。

2 市長は、第 9 条第 1 項、第 2 項又は第 10 条の規定により手当の支給を制限している場合において、第 9 条第 1 項、第 2 項又は第 10 条の規定に該当しなくなったことにより、その制限を解除するときは、その旨を文書により当該者に通知するものとする。

(支払の差止め等)

第 12 条 市長は、受給者が、正当な理由がなくて、第 8 条第 2 項、第 15 条又は第 16 条の規定による届出をしないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。

2 市長は、前項の規定により手当の支払を一時差し止めるときは、その旨を文書により当該受給者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の処分を行った理由が解消したと認めるときは、その旨を文書により当該受給者に通知するものとする。

(未支払の手当)

第13条 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた支給要件児童にその未支払の手当を支払うことができる。

2 未支払の手当を受けようとするものは、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、認定の可否を決定し、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給された手当の全部又は一部を返還させるものとする。

(現況の届出)

第15条 受給者は、その現況について、毎年8月1日から同月31日までの間に、市長に届け出なければならない。ただし、7月から9月までの間に第5条の規定による認定の申請をした者は、当該申請をした日からその年の10月31日までの間に、市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第16条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 支給要件児童の氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 同居する者に変動があったとき。
- (4) 手当の振込先金融機関を変更するとき。

2 受給者は、第9条に規定する支給を受けないこととなる事由が生じたとき、又は支給を受けないこととなる事由が消滅したときは、市長に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第17条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、市長に届け出なければならない。

(受給資格喪失の届出)

第18条 受給者は、手当の支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、市長に届け

出なければならない。

第19条 市長は、第17条若しくは前条の規定による届出があったとき又は公簿等により受給者の受給資格が消滅したことを確認したときは、その旨を文書により当該者（当該者が死亡した場合にあっては、第17条の規定により届出をした者）に通知するものとする。

（調査）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関して調査することができる。

（手当の支払の調整）

第21条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。

（細目）

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年6月30日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成21年7月1日から施行する。

（支給期間の特例）

2 この要綱の施行の際現に手当の支給要件に該当している者が平成21年8月31日までに第5条第3項の認定の申請をした場合における手当の支給は、第6条第1項の規定にかかわらず、同月から始める。

（準備行為）

3 第5条の規定による申請の手續その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成21年7月22日決裁）

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年6月22日決裁）

- 1 この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 8 月 1 日において児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 40 号。以下「新法」という。）による改正後の児童扶養手当法第 4 条第 1 項第 2 号の支給要件に該当すべき者で、第 3 条の支給要件（以下「新支給要件」という。）に該当すべきものは、この要綱の施行の日前においても、第 5 条第 1 項の規定による認定の申請の手続その他の行為をすることができる。
- 3 前項の手続をとった者が、平成 22 年 8 月 1 日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同月から始める。
- 4 次に掲げる者が、平成 22 年 11 月 30 日までの間に第 5 条第 1 項の規定による認定の申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ次に定める月から始める。
 - (1) 平成 22 年 8 月 1 日において現に新支給要件に該当している者（新法による改正前の児童扶養手当法の支給要件に該当していない者に限り、第 2 項の手続をとった者を除く。） 同月
 - (2) 平成 22 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に新支給要件に該当するに至った者（新法による改正前の児童扶養手当法の支給要件に該当していない者に限る。）
その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

附 則（平成 28 年 7 月 19 日決裁）

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 20 日決裁）

この要綱は、平成 29 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 6 日決裁）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 7 日決裁）

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。